

# 秋田県町村電算システム共同事業組合監査委員公印規程

平成25年5月16日  
監査委員訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田県町村電算システム共同事業組合監査委員の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称及び寸法等)

第2条 公印の名称及び寸法等は、別表のとおりとする。

(保管)

第3条 公印は、代表監査委員の指定した者が保管する。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第4条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、代表監査委員の承認を受けなければならない。

(補則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、秋田県町村電算システム共同事業組合公印規程（平成25年秋田県町村電算システム共同事業組合訓令第4号）の例による。

附 則

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	ひな形
秋田県町村 電算システム 共同事業組合 監査委員之印	てん 書	方 21	木 印	1	監査委員 名をもつ てする文 書	秋田県町村 電算システム 共同事業 監査委員之印
秋田県町村 電算システム 共同事業組合 代表監査 委員之印	てん 書	方 21	木 印	1	代表監査 員名をも つてする 文書	秋田県町村 電算システム 共同事業組 合代表監 査委員之 印